



昨年12月に始まった緊急募集では、手続きの合理化等により、応募しやすくなった上に、補助事業のメリットが大幅に拡大されています。活用にあたっての主な留意点をご紹介します。



ポイント その1

●夫婦型サ高住に、必ずしも夫婦世帯が居住する必要はありません

夫婦型サ高住は、一定の居室面積と基本設備をすべて備えた住戸であれば、補助限度額135万円/戸が適用されます。必ずしも夫婦世帯が居住する必要はありません。

ポイント その2

●既存建物の改修は、大半のケースで補助限度額が増額されます

既存建物を改修してサ高住を整備する場合、大半のケースで手すりの設置など法令適合の為に工事が必要となり、補助限度額150万円/戸が適用されます。法令適合の為に工事が含まれているか、建築士に確認して下さい。

ポイント その3

●夫婦型・既存ストック型に該当しない場合は、建築士の確認は不要です

夫婦型・既存ストック型に該当する住戸がない場合は、様式3別添の「補助限度額の算定に係る建築士による確認書」は提出不要です。

ポイント その4

●工事契約や工事着工の時期は、平成28年度でも良いこととしました

(従来は申請年度内としていた) 工事契約や工事着工は、平成28年4月以降でも良いこととしました。なお、緊急募集は、平成28年3月25日まで申請可能です。

ポイント その5

●平成28年度内に竣工しない場合であっても、申請可能です

原則として、平成28年度中に竣工する必要がありますが、それを超えてしまう場合については、個別にご相談できますので、交付申請書に予定工期を明記して申請して下さい。

※上記の場合も、完了実績報告は平成29年2月10日までにを行うこととしています



緊急募集(拡充事業)の詳細については、サービス付き高齢者向け住宅整備事業 事務局のホームページ (<http://www.koreisha.jp/service/>)から、「交付申請要領」をダウンロードして参照してください。

この件の問い合わせ先: サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 (E-mail: info@serkorei.jp / 電話:03-5805-2971)